

## 倉吉商工会議所鳥取県経営改善設備投資支援補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、倉吉商工会議所鳥取県経営改善設備投資支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県経営改善設備投資支援補助金交付要綱（平成26年2月24日付第201300177199号鳥取県商工労働部長通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本補助金は、国の経済成長戦略による景気回復への期待が高まる一方、消費税率引き上げによる需要減少が懸念される状況を踏まえ、「鳥取県版経営革新計画」の認定を受け新たな取組にチャレンジする中小・小規模事業者を対象として、さらなるステップアップに向けた経営改善や成長分野への新事業展開に必要な設備導入を支援することにより、県内の中小・小規模事業者の競争力強化や雇用の維持拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するとおりとす。

- (1) 中小企業者 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に定めるものをいう。
- (2) 補助事業 この要領の規定に基づき交付決定を受けた事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を実施する者をいう。

### (補助金の交付)

第4条 倉吉商工会議所は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる対象事業を行う同表の第1欄に掲げる中小企業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる対象経費のうち、会議所が必要かつ適当と認めるものについて、同表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額以下（上限は同表の第5欄に掲げる額）とし、補助事業実施期間は、別表の第6欄に掲げる期間とする。
- 3 補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (事業提案書の提出及び審査)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による事業提案書を会議所が定める期日までに提出するものとする。

- 2 倉吉商工会議所は、事業提案書の提出があったときは、次の審査基準により総合的に採択の可否を決定する。
  - (1) 鳥取県版経営革新計画の取組状況及び目標達成状況
  - (2) ステップアップの取組としての妥当性
  - (3) 設備投資の必要性及び財務状況からの妥当性
  - (4) 目標設定の妥当性及び実現可能性
  - (5) 雇用維持拡大の実現可能性
  - (6) 先進的な技術開発を伴う設備投資や一定の経済波及効果が認められるか（※別表の第5欄に掲げる成長戦略型の場合）

(申請書の提出)

第6条 倉吉商工会議所は、前条第2項による審査終了後、事業提案書を提出した者に対し速やかに様式第2号により採択の可否を通知するものとし、また、事業採択となった者に対しては様式第3号の申請書の提出を求めるものとする。

2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 倉吉商工会議所は、前条により提出された申請書の内容が適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、様式第4号により速やかに申請者に通知するものとする。

2 倉吉商工会議所は、前項の通知にあたっては、必要に応じ条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えることができる。

3 申請者は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

(交付決定をしない場合)

第8条 前条の規定にかかわらず、倉吉商工会議所は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(補助事業の着手)

第9条 補助事業者は、交付の決定を受けた後は、遅滞なく補助事業に着手しなければならない。なお、着手届は要しないものとする。

(遂行等の指示)

第10条 倉吉商工会議所は、次のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

(1) 対象事業が、交付決定の内容又はこれに付された条件に従って遂行されていないと認めるとき。

(2) その他交付目的を達成することが困難になるおそれがあると認めるとき。

(補助事業の変更等の承認)

第11条 補助事業者は、補助事業において、次の各号に掲げる内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5号の変更承認申請書を会議所に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額を増額しようとする場合。

(2) その他補助事業の内容について重要な変更をしようとする場合。

2 倉吉商工会議所は、前項の変更等の承認にあたっては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ様式第6号の中止(廃止)承認届出書を倉吉商工会議所に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第13条 倉吉商工会議所は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、条件、その他この要領に基づく処分等に違反したとき。

(3) その他補助事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき。

2 前項の補助金の返還は、当該命令のなされた日から起算して15日以内に行わなければならないものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(進捗状況の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了、中止又は廃止するまでの間、様式第7号の進捗状況報告書により、毎年3月31日現在における補助事業の進捗状況を、翌月10日までに倉吉商工会議所に提出しなければならない。

(実績報告書)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第4条第2項に規定する補助対象期間が終了したとき及び第12条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、その完了した日から10日以内に、様式第8号の実績報告書を倉吉商工会議所に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 倉吉商工会議所は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類を審査し、当該報告書に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第11条により変更等の承認を受けている場合はその承認後の内容)及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号の額の確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 倉吉商工会議所は、前項の審査を行うにあたって、必要に応じて証拠書類の提出を求めるとともに、現地調査等を行うことができる。

3 倉吉商工会議所は、審査の結果、補助事業が決定内容等に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

(補助金の額の確定の準用)

第17条 第14条の規定による報告書の提出を受けた場合の当該報告期間に対応する補助金の額の確定については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。

(補助金の支払い)

第18条 補助事業者への補助金の支払いは、第16条第1項の規定により補助金の額の確定に基づき行うものとする。この場合において、補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、様式第10号の振込依頼書を倉吉商工会議所に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第11号の概算払請求書、様式第12号の経費支出計画書及び次項に定める専用口座の写しを倉吉商工会議所に提出しなければならない。
- 3 倉吉商工会議所は、補助事業者から概算払を受けるために提出された書類を審査し適切と認められる場合において、補助対象期間中1回に限り、補助事業にかかる補助金の概算払を行うことができるものとする。
- 4 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、本補助金にかかる専用口座を設けるものとし、補助事業期間中は当該口座を概算払の受け入れ、補助対象経費の支払い及び補助事業実施のための自己資金の預け入れ以外の用途に用いてはならない。
- 5 倉吉商工会議所は、概算払を受けた補助事業者の実施する補助事業について、第16条第1項の規定により補助金の額の確定した場合において、概算払額と確定した額との間に過不足がある場合は、過払額の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
- 6 前項の補助金の返還の納付については、第13条第2項の規定を準用する。

(完了届を要しない場合)

第19条 補助事業については、全ての場合において完了届を要しない。

(補助金に係る経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

- 第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した機器等（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第22条 補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保に供し、又は廃棄しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、第3項に定める処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）を超えるものを除くほか、あらかじめ、様式第13号の財産処分承認申請書を倉吉商工会議所に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、倉吉商工会議所は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を倉吉商工会議所に納付させることができるものとする。
- 2 取得財産等のうち、前項に規定する倉吉商工会議所の承認を受けなければならない財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
  - 3 処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数に相当する期間とする。

(立入調査等)

第23条 倉吉商工会議所は、前条までに規定するほか、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、倉吉商工会議所職員又はその他倉吉商工会

議所の派遣する専門家等にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他の事項)

第24条 倉吉商工会議所は、この要領に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

附則

この要領は、平成26年2月24日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 対象者	以下の全てを満たす事業者 （1）鳥取県版経営革新計画の認定事業者であること。 （2）実施済または実施中の鳥取県版経営革新計画について、数値目標（基準）を達成または達成が見込まれること。 （3）雇用の維持または増加を前提とした事業計画を有すること。
2 対象事業	以下のいずれかの事業 （1）設備投資を伴う経営改善・向上の取組（生産性やサービスレベル向上） （2）鳥取県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野にかかる新事業展開
3 対象経費	設備導入費 「対象事業」の（1）または（2）に必要な設備（建物・機械装置、工具器具、備品、システム）の導入費（購入、改修、リース費用等）。なお、建物は改修費用に限る。
4 補助率	対象経費の3分の2以内
5 補助金額上限	【一般型】3,000千円（事業規模下限500千円） 【成長戦略型】10,000千円（事業規模下限4,500千円） ※成長戦略型は、「対象事業」の（2）のうち、先進的な技術開発を伴う設備投資や一定の経済波及効果が認められるもの等を対象とする。
6 補助期間	最長12カ月

※委託に係る経費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と倉吉商工会議所が事前に認めた場合についてはこの限りでない。